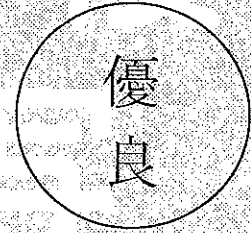


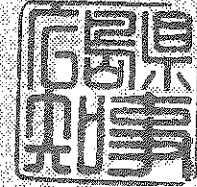
産業廃棄物処分量許可証

住所 広島県東広島市黒瀬町大多田字大十田302番地の52
氏名 黒瀬資源再利用センター 株式会社
代表取締役 落合 里弘



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 令和 2 年 2 月 4 日
許可の有効年月日 令和 9 年 2 月 3 日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理 (破碎, 混合固化)

産業廃棄物の種類

【破碎】がれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限り, 石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

【混合固化】汚泥 (無機性汚泥に限る。), 鉍さい及びばいじん (これらのうち水銀含有ばいじん等, 判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

広島県東広島市黒瀬町大多田字大十田 302 番地の 52 昭和 59 年 5 月 22 日設置

処理能力 アスファルト廃材及びコンクリート廃材 1,440 t/日

許可年月日 平成 13 年 4 月 20 日 許可番号第 A05031号

(2) 混合固化施設

広島県東広島市黒瀬町大多田字大十田 302 番地の 52 平成 13 年 5 月 1 日設置

処理能力 汚泥, 鉍さい及びばいじん 200 t/日

(3) 保管施設

ア 広島県東広島市黒瀬町大多田字大十田 306 番地の 4 1,221 m² がれき類 保管上限 3,284 m³ 最大積上げ高さ 5m

イ 広島県東広島市黒瀬町大多田字大十田 302 番地の 52 ばいじん 保管上限 21 m³ (鋼製サイロ)

ウ 広島県東広島市黒瀬町大多田字大十田 302 番地の 52 35 m² 鉍さい 保管上限 37 m³ 最大積上げ高さ 1.5m

エ 広島県東広島市黒瀬町大多田字大十田 302 番地の 52 394.9 m² 汚泥 保管上限 942 m³ 最大積上げ高さ 4.35m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2 年 4 月 9 日 更新許可 (優良認定)

5. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 無